

令和3年福島県沖を震源とする地震で被災された皆さまへ

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度について



災害により住宅が準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊し、自ら修理する資力がない世帯（大規模半壊の場合、資力を問いません）に対して、被災した住宅の屋根、ドア、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理します。

※り災証明により被害の程度を確認します。

■ 1 対象となる方・・・次の要件を満たす方（世帯）が対象となります。

①災害により住宅が準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた方で、自らの資力では応急修理をすることができない方

②災害により住宅が大規模半壊の被害を受けた方

※全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。

■ 2 限度額

り災程度（り災証明書）	応急修理の限度額
半壊、中規模半壊、大規模半壊又は全壊	59万5,000円（税込み）
準半壊	30万円（税込み）

■ 3 応急修理の方法

市が建築事業者等に応急修理工事を依頼します。

・応急修理を行う建築事業者等（工務店など）は、原則として申込者に市の指定業者リストから選定していただきますが、リスト以外の事業者にも施工してもらうことも可能ですので、詳しくはお問い合わせください。

■ 4 受付窓口・受付時間

福島市役所住宅政策課（本庁6階） ☎直通024-525-3757 代表024-535-1111（内線4173）	月曜日～金曜日 （年末年始、祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
---	---

■ 5 申込み方法等・・・以下の必要書類をご確認いただき、受付窓口にお越しください。

- 《必要書類》
- ①住宅の応急修理申込書（様式第1号）
 - ②り災証明書 ※掲示で可
 - ③住民票（世帯全員が記載されたもの）
 - ④施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真
 - ⑤修理見積書（様式第3号）※後日、提出可だが、工事決定までに必要
※修理見積書は必ず所定の様式（様式第3号）にて作成してください。
 - ⑥資力に関する申出書（様式第2号）※大規模半壊の場合は不要
 - ⑦所有者の同意書（様式第7号）※借家の場合のみ
 - ⑧その他市長が必要と認める書類

※世帯主以外の方（ご家族等）が申込みをする場合は、印鑑をご持参ください（認印可）。

※2、3の交付は無料です。住民票を申請される際は、り災証明書をご提示いただき、窓口へ応急修理制度で使用することをお伝えください。（コンビニ交付は有料）

住宅の応急修理相談窓口 電話024-525-3757 福島市役所住宅政策課

制度の詳細内容は市ホームページにも掲載しています